

入札日から発行日までの期間短縮について

平成 20 年度から、利付国債の発行日を、原則 T (入札日) + 3 日とする(下表参照)。

利付国債の発行日前倒し(例：19 年 11 月)

入札日	年限	償還日	発行日(現)		発行日(新)	前倒し日数
第 1 週	10 年 債	20 日	20 日	T+13	T+3	10 日
	40 年 債			T+10		7 日
	10 年物国	10 日	10 日	T+3	不変(10 日)	—
第 2 週	5 年 債	20 日	25 日	T+11	T+3	8 日
第 3 週	30 年 債			T+4		1 日
	15 年変国			T+3	不変(25 日)	—
第 4 週	20 年 債	20 日	月末	T+6	T+3	3 日
最終週	2 年 債	15 日	15 日	T+12	不変(15 日)	—

(注 1) 発行月が償還月(3、6、9、12 月)と同じ月の場合、 $T + 3$ が 20 日より前になるときは、20 日発行とする。

(注 2) 2 年債、10 年物価連動債、15 年変動債及び流動性供給入札の発行日については、現行どおりとする。

(注 3) 11 月に発行がない年限は、19 年 10 月を例としている。

(以上)

国債市場特別参加者会合（第18回）議事要旨抜粋

（平成19年11月22日開催）

【入札日から発行日までの期間短縮関連】

- ・ 当局案のとおりで異論はない。
- ・ 当局案に賛成である。移行期はあると思われるが、移行後はこのようなシンプルな形がよいのではないか。
- ・ 法人取引の観点からは当局案で問題ないが、個人への窓口販売に関しては、募集期間が短縮される弊害が出てくるのではないか。

（以上）

国債投資家懇談会（第20回）議事要旨抜粋

（平成19年11月30日開催）

【入札日から発行日までの期間短縮関連】

- ・ 入札から発行までの期間短縮について、T+3で発行することに全く異論はない。償還月については、20日発行とすることで再投資がしやすくなる。
- ・ 市場参加者にとって利便性の向上に寄与するのであれば賛成する。
- ・ 投資家は、現行の発行方式であってもT+3の発行であってもそれほど大きな違いはないのが実情である。業者はレポコスト削減につながるため、発行までの期間短縮という要望があると思われるが、投資家にとっては特別流動性供給入札も含めてどちらでもよい。当局は、業者に対して配慮し過ぎではないか。

（以上）